令和八年十一月十一日

令和八年度　全国建設業協会要望

（国土強靱化・社会資本整備を着実に推進し、
地域建設業がその社会的使命をこれからも果たしていくために）

一般社団法人　全国建設業協会

地域建設業は、地域の社会資本の整備や維持管理のみならず、災害発生時には最前線で災害対応を担う「地域の守り手」であると同時に、地域経済と雇用の下支えをする地域の基幹産業として「地方創生」のための重要な役割も担っています。

一方、近年の地域建設業を取り巻く状況は、公共建設投資の横ばいが続き、実質投資額が減少している中で、中東情勢の影響等による資機材不足や価格高騰、人件費上昇の影響等によって倒産が増加する等地域建設業の経営環境は厳しさを増しています。

また今年も、地震、豪雨、豪雪、台風等による大規模な災害が全国各地で発生しました。自然災害の激甚化・頻発化の傾向は顕著であり、さらに切迫する南海トラフ巨大地震等への対応も喫緊の課題となっています。

私ども全国建設業協会では、従来から、このような自然災害への防災・減災対策を最優先かつ喫緊の課題と捉え、国土強靭化に寄与する社会資本整備の重要性、緊急性を訴えてきました。

地域の安全・安心を担う地域建設業が、魅力ある憧れの産業として、その社会的使命を果たしていくためには、何より健全で安定したサステナブルな経営を続ける必要があり、そのためには、公共事業の実質事業量の増額確保と、将来に向けた経営の見通しが立つ中長期的な事業

計画が必要不可欠です。

本会では、新三Ｋ（給与、休暇、希望）＋Ｋ（かっこいい）の実現に向け、時間外労働の上限規制の適用を踏まえた「週休二日＋三六〇時間（ツープラスサンロクマル）運動」、「適正工期見積り運動」、「目指せ！建設現場 土日一斉閉所運動」を展開しているほか、賃上げ（技能者については、今年は概ね六％）、ＩＣＴの活用、ＤＸの推進、広報活動等に取り組んでおりますが、年々深刻化する猛暑や豪雨・豪雪等過酷化する気象条件は建設業の働き方に大きな影響を及ぼしています。これら担い手の確保、生産性の向上に係る課題の解決には、公共工事等の発注者側の理解と連携・協力が必須であります。

このような状況を背景として、本会は、本年十月に、全国九ブロックにおいて、地域懇談会・ブロック会議を開催し、その総意として、左記のとおり意見を取りまとめました。諸事情をご賢察の上、その実現に特段のご理解とご配慮をお願い申し上げます。

記

一、　令和九年度当初予算については、補正予算からの脱却という骨太方針二〇二六を踏まえ、**少なくとも、今年度当初予算の公共事業関係費に国土強靱化等の令和七年度補正予算分を併せた額に物価高騰分を上乗せした公共事業関係費を確保**すること。その上で、「強く豊かな日本投資枠」も活用して、**さらに公共事業費を積み増すこと等により、実質投資額及び発注件数の増加**を図ること。

また、**今年度第二次補正予算**において、昨年度補正予算分以上の公共事業費を**ゼロ国債等を活用して確保し、年度内に配分、発注等を行う**ことにより、これまで補正予算が果たしてきた**施工時期の平準化機能が損なわれない**ようにすること。

さらに、補正予算の裏負担における**地方債の優遇措置**について、**当初予算化されても同等の水準が維持**されるようにすること。

二、　**活力ある地方創生**のため、**地方に公共事業予算を重点配分**すること。

地域に密着した建設企業による円滑な施工が望ましい維持管理工事や災害復旧工事等については、適切な地域要件の設定や随意契約等を積極的に活用するなどして、**地域建設企業の受注機会の拡大**を図ること。

地方公共団体の技術系職員の不足に対応するため、受発注業務を含めて**「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を積極的に活用**し、老朽化が進むインフラの適切な維持管理を行う等**地方公共団体への国の技術的・財政的支援**を強化すること。

三、　**資機材価格の高騰に対応**して、公共工事において、**直近の実勢価格を予定価格に適切に反映**すること。また、価格調査機関に適時適切な調査を指導すること。

契約後の経済状況の変化により資材調達が困難となった場合や資機材価格が急騰した場合については、**ナフサ由来以外の石油関係資材を含め、設計変更**を柔軟に活用すること。

また、**スライド条項を適切に運用**することとし、この際、**手続の簡素化、一％又は一・五％の受注者負担の撤廃又は軽減**を図ること。これらについて、地方公共団体への徹底を

図るとともに、地方公共団体における円滑な価格変更に資する「議会の委任による長の専決処分」の議決を進めるよう指導すること。

さらに、民間発注者に対しても、改正建設業法の趣旨が十分理解され、資機材価格の高騰等に伴う価格変更協議が円滑に行われるよう、指導基準の明確化及び指導の徹底を行うこと。

四、入札制度において、**労務費の行き渡りと適正な利潤の確保**を図るため、予定価格の上限拘束の撤廃又は**予定価格の決定方法の見直し（例えば、積算価格に七～十％上乗せして予定価格を設定する等）**を図るとともに、低入札価格調査基準及び**最低制限価格の上限枠（０．９２）、一般管理費等の算入率（０．６８）の引上げ**、労務費等のダンピングを行う応札者の排除などに取り組むこと。

地方公共団体が国土交通省の標準歩掛をそのまま小規模工事に準用することにより、現場実態から乖離した予定価格となることを防ぐため、**国が主導して小規模工事の実態を反映した歩掛を策定**し、地方公共団体への普及を図ること。

公共建築工事について、現場の実態に即した適切な積算を行うとともに、地方公共団体においても「公共建築工事積算基準」が適切に運用されるよう指導すること。

地域建設企業が健全で安定的な経営を続けるため、改正品確法及び「発注関係事務の運用に関する指針」を全ての公共工事発注者に周知徹底すること。

ＰＦＩが品確法逃れとならないよう、公共工事を含むＰＦＩ事業の発注についても、同法を準用して、工事の品質の確保が図られるよう措置すること。

能登半島において、復興係数等の被災地特例を措置するとともに、東日本大震災の被災地における被災地特例については、継続又は段階的な措置を講じること。

五、技能者の**賃上げ**に必要な**設計労務単価の更なる引上げ**を行うこと。この場合、地域間格差の解消を図りつつ、月給制に対応した調査や決定方法、予算決算及び会計令の規定等の見直しも含め検討すること。

技能者の生涯年収の増加のため、**建退共に複数掛金制度の導入や掛金上限額の引上げ**を実施し、退職金の増額を図ること。

建設業界への**月給制の普及**のため、公共工事における施工時期の平準化を徹底するとともに、**繁閑に対応して月給制の技能者の労働者派遣が可能となるよう、労働者派遣制度の見直し**を行うこと。

また、技術者等技能者以外の賃上げ（及び建設ディレクター等の新たな雇用）に必要な**現場管理費及び一般管理費の引上げ**を行うとともに、積算における別枠計上を検討すること。

さらに、資金調達金利の上昇、手形の廃止等による企業の資金繰りの悪化に対応するため、民間発注者を含めた工事代金支払の迅速化、前払い制度の拡充等支払条件の改善等を図ること。

総合評価落札方式における賃上げ加点措置については、廃止するか、それができない場合でも賃上げの実績を事後に評価することや複数年で評価すること等、企業にとってリスクの少ない方式に改めること。

六、　地域建設業への**若手技術者等の入職を促進**するため、特に（高校授業料無償化の影響を

受ける）**公立工業高校の建築・土木系学科等の維持・拡充、普通科における就職支援コースの導入等**に、産学官の連携により取り組むこと。あわせて、高校進学前の小中学生とその親に建設業の魅力を伝え、関心を持ってもらう取組を進めること。

女性の入職・定着を図るため、**女性がより一層働きやすい現場環境の整備**（空調機能を有する水洗トイレや専用の更衣室等の設置）の推進及び必要な経費を積算へ反映すること。

出産、育児、介護等の休暇取得機会の増加等柔軟な働き方に対応するため、**技術者交代の際の運用基準の緩和、明確化**等、制度が活用しやすい環境を整備すること。

外国人技能者の確保・定着、地域との共生のため、国が主導して日本語やスキルの習得、生活習慣の理解を推進することや各企業で行っている日本語教育に公的支援を行うとともに、特定技能二号への移行をさらに円滑にすること。

育成就労外国人については、転籍が大都市集中を促さないようにすること、育成に要した費用を転籍先に補償してもらう必要があること等を踏まえて制度設計すること。

さらに**外国人技術者（技人国）**についても、**採用や日本語の習得、生活習慣の理解**等国が主導して**外国人技能者と同様の支援策**を講じること。

七、　**建設キャリアアップシステム**については、同システムによる技能者の処遇改善が実効性のあるものとなるよう、**カードのレベルアップに応じた設計労務単価の引上げ、多能工の位置づけの明確化**、技能者に必要な全ての**資格情報のカードへの登載**等に取り組むこと。

また、中小規模の建設現場でもキャリアアップシステムを使った現場管理がメリットとなるよう、システム・制度の改善を進めること。

さらに、加入企業、登録技能者の負担軽減のため、登録、機器導入等についての公共工事の積算計上、国費等での助成、登録手続の簡素化等を行うこと。

建退共について、建設キャリアアップシステムとのポイント連動、複数掛金の制度化のためにも、その**電子申請化を推進**すること。また、その支援等をする建退共支部の事務負担増にも対応し、事務委託費を増額すること。

八、　建設業の**働き方改革の推進**のため、**週休二日制工事の普及促進**を図るとともに、休日、準備期間、天候等を考慮した**適正な工期の設定**、予算の繰越手続、債務負担行為の活用等

による**施工時期の平準化**、用地取得や関係機関協議の調った後での**精度の高い設計に基づく発注**等に取り組むこと。また、設計と現場実態が異なった場合には速やかに設計変更を行うこと。

酷暑、積雪など工事に適さない期間や時間帯が増加していることを踏まえ、柔軟な働き方を可能とする**変形労働時間制の見直し（例えば、三〇日前申請の見直し等）**を検討すること。

「地球沸騰化」による**夏場の過酷な屋外作業**の現状に鑑み、ＷＢＧＴ値に基づく休憩・休止の増加等の作業効率の低下を踏まえた**夏季歩掛りの設定**、**熱中症対策の拡充**、工期の延長とそれに伴う増加経費の計上を行うこと。

準備や後片付け、移動、手待ち時間などの労働時間算入の厳格化に伴い、（一日八時間作業を前提とした）標準歩掛りの見直しを行うこと。

時間外労働時間の削減には工期の適正化が特に重要であり、中央建設業審議会が勧告した**「工期に関する基準」について**、民間発注者を含む全ての発注者及び設計を行う建築士事務所等に対して**周知徹底する**とともに、さらに実効性を高める取組を行うこと。

国庫補助事業における適正な工期の確保のため、許認可や補助額の変更に係る協議の迅速化、これらが遅れた場合の円滑な工期の延長を進めること。

また、時間外労働が特に多い現場技術者の労働時間を削減するため、**工事書類の更なる簡素化**及び**公共発注機関間における書式の標準化・統一化**を進めるとともに、設計変更に係る業務の受発注者間の役割分担の適正化を図ること。

さらに、建設業法、労働安全衛生法、道路交通法等における提出書類の簡素化に取り組むこと。

九、全国の現場での**生産性向上**を図るため、中小建設企業への**ＩＣＴ施工の普及**と**ＢＩＭ／ＣＩＭの拡大**に向けて、中小規模のＩＣＴ活用工事における積算基準の見直し、ＩＣＴ活用工事の手引きの作成、講習会の開催や知識習得に係る支援を行うこと。

ＩＣＴ等の設備投資に資する**建設市場整備推進事業費補助金について、その継続・拡充、申請手続の簡素化**を行うこと。また、ＡＩを活用したバックオフィス等の生産性向上、フィジカルＡＩの活用等への支援を行うこと。

遠隔臨場による監督・検査や受発注者間の**ＡＳＰ方式による現場情報共有**等、更なる**ＤＸ化を通じた施工管理の効率化**に公共発注機関全体で取り組むこと。さらに、地域における建設資材（生コン等）の供給体制等の維持に配慮しつつ、コンクリート構造物等のプレキャスト化を推進すること。

地方における担い手不足の状況を踏まえ、新技術の活用等による省人化を施工法の比較・検討における評価項目に入れること。

十、**災害時の**応急復旧活動中に発生した**労働災害**について、役員が労災保険の対象外であることを踏まえ、**災害協定等での補償**による救済措置を検討すること。さらに、**その発生により**入札や法定外保険料を含め、保険掛金等の**デメリットが生じることのない**ようにすること。

災害関連工事以外の工事において「不可抗力」により生じた損害額について、公共工事標準請負契約約款における受注者による**請負代金額の一％負担を撤廃**すること。

災害復旧工事等の技術者専任要件を緩和すること。災害対応に伴い止めざるを得なくな

る他の現場の工期延長や増加経費の補償を検討すること。

災害や除雪に備えて**待機した現場従事者の労務費について、出動に至らなかった場合等においても発注者が負担する**仕組を制度化すること。

除雪作業について、試行中の少雪時の固定費積算計上を恒常化するとともに、試行結果を検証し、必要に応じて更なる拡充を進めること。また、除雪時のオペレータの担い手育成のため、車両系建設機械運転技能講習の受講や大型特殊免許の取得等への支援を検討すること。

さらに、国、都道府県、市町村が連携した一元的・包括的な指示の実現、広域支援体制の整備等、災害緊急対応の円滑化を図るとともに、行政機関と建設企業が災害情報を共有できるシステム整備に取り組むこと。

十一、「地域の守り手」である**地域建設業の災害発生時の地域に貢献する（かっこいい）活躍が広く国民に周知**されるよう、国土交通省のＴＥＣ-ＦＯＲＣＥ広報班が自省職員のみならず、ＴＥＣ-ＦＯＲＣＥパートナーとなる地域建設企業の復旧作業に取り組む姿を撮影・広

報する、災害協定において発注者による出動した建設企業の撮影・広報についても規定する等、官民が連携して積極的な広報に取り組むこと。

このほか、**社会資本整備や災害対応等の地域建設業のエッセンシャルワークとしての役割の周知**が、若年者及び女性の入職促進に活かされるよう、**様々な広報戦略**を検討すること。

十二、本年四月から**白ダンプの荷主に対する刑事罰**が施行されたことを踏まえ、営業用ダンプ（青ダンプ）が絶対的に不足している地域においても、合法的かつ円滑に建設活動が行えるよう、建設現場に使える**青ダンプを大きく増やすための措置（例えば、個人事業者のダンプでも一両から営業許可取得可能にする等）**を講じること。

十三、**令和九年度税制改正**について、次の措置を講ずること。

① **中小法人における法人税率の軽減措置の延長等**

② **交際費等に係る特例措置の延長等**

③ 中小企業等経営強化法における固定資産税の特例措置の延長等

④ 中小企業等経営強化法における中小企業経営強化税制の延長等

⑤ 中小企業投資促進税制の延長等

⑥ 中小企業防災・減災投資促進税制の延長等

⑦ **中小企業向け賃上げ促進税制の延長等**

⑧ **事業継続を前提とした相続税・贈与税非課税措置の制定等**

⑨ 建設機械等に係る軽油引取税の課税免除措置の延長

⑩ **工事請負契約書に係る印紙税の撤廃・軽減措置の延長等**

⑪ **取引相場のない株式の評価方法の見直しの凍結**

⑫ 建設現場における仮設現場事務所を法人住民税及び事業税における「事務所・事業所」扱いとしないこと等

一般社団法人	全国建設業協会	会長　今井雅則
一般社団法人	北海道建設業協会	会長　岩田圭剛
一般社団法人	青森県建設業協会	会長　鹿内雄二
一般社団法人	岩手県建設業協会	会長　向井田岳
一般社団法人	宮城県建設業協会	会長　千葉嘉春
一般社団法人	秋田県建設業協会	会長　北林一成
一般社団法人	山形県建設業協会	会長　太田政往
一般社団法人	福島県建設業協会	会長　長谷川浩一
一般社団法人	茨城県建設業協会	会長　石津健光
一般社団法人	栃木県建設業協会	会長　谷黒克守
一般社団法人	群馬県建設業協会	会長　青柳剛

一般社団法人	埼玉県建設業協会	会長　小川　貢三郎
一般社団法人	千葉県建設業協会	会長　石井　良典
一般社団法人	東京建設業協会	会長　池上　一夫
一般社団法人	神奈川県建設業協会	会長　渡邉　一郎
一般社団法人	山梨県建設業協会	会長　浅野　正一
一般社団法人	新潟県建設業協会	会長　福田　勝之
一般社団法人	長野県建設業協会	会長　深澤　信治
一般社団法人	岐阜県建設業協会	会長　各務　剛児
一般社団法人	静岡県建設業協会	会長　市川　照
一般社団法人	愛知県建設業協会	会長　髙柳　充広
一般社団法人	三重県建設業協会	会長　竹上　亀代司
一般社団法人	富山県建設業協会	会長　大橋　聡司
一般社団法人	石川県建設業協会	会長　鶴山　庄市

一般社団法人	福井県建設業協会	会長　山本　厚
一般社団法人	滋賀県建設業協会	会長　八田庄平
一般社団法人	京都府建設業協会	会長　小﨑　学
一般社団法人	大阪建設業協会	会長　浅沼　誠
一般社団法人	兵庫県建設業協会	会長　三木健義
一般社団法人	奈良県建設業協会	会長　山辺元康
一般社団法人	和歌山県建設業協会	会長　中井賢次
一般社団法人	鳥取県建設業協会	会長　影井一清
一般社団法人	島根県建設業協会	会長　平塚智朗
一般社団法人	岡山県建設業協会	会長　荒木雷太
一般社団法人	広島県建設工業協会	会長　檜山典英
一般社団法人	山口県建設業協会	会長　中村髙志
一般社団法人	香川県建設業協会	会長　森田紘一

一般社団法人	徳島県建設業協会	会長　西村　裕
一般社団法人	愛媛県建設業協会	会長　西山　周
一般社団法人	高知県建設業協会	会長　國藤　浩史
一般社団法人	福岡県建設業協会	会長　松山　孝義
一般社団法人	佐賀県建設業協会	会長　松尾　哲吾
一般社団法人	長崎県建設業協会	会長　根〆　眞悟
一般社団法人	熊本県建設業協会	会長　前川　浩志
一般社団法人	大分県建設業協会	会長　藤田　三吉
一般社団法人	宮崎県建設業協会	会長　藤元　建二
一般社団法人	鹿児島県建設業協会	会長　藤田　護
一般社団法人	沖縄県建設業協会	会長　仲本　豊